## 都道府県・市区町村に対する個人住民税における寄附金税制の拡充 (②)改正のイメージ)

## 改正前

## 改正後

寄附金控除の対 象となる地方公 都道府県 · 市区町村 共団体の範囲 除方 所得控除方式 適用対象寄附金×税率 控 率 (10%)の軽減効果 総所得金額等の25% 控除対象限度額 地方公共団体に対する寄附金 以外の寄附金との合計額 適用下限額 10万円

都道府県•市区町村

## <u>税額控除</u>方式

地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額を超える部 分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除

「税額控除額の計算方法]

- ①と②の合計額を税額控除
  - ①[地方公共団体に 5千円] × 10%
  - ②[地方公共団体に 対する寄附金(※1) - 5千円]×[90% - 0~40% ](※2)

寄附者に適用される 所得税の限界税率

- ※1 複数の団体に対し寄附を行った場合は、その寄附金の合計額
- ※2 ②の額については、個人住民税所得割の額の1割を限度

総所得金額等(※)の30%

(地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額)

(※)総所得金額等とは、サラリーマンの場合、給与収入から給与所得控除額を控除 した金額、年金受給者の場合、年金収入から公的年金等控除額を控除した金額 をいいます。

5千円

※ 所得税は寄附を行った年分の所得税から控除され、住民税は寄附を行った年の翌年度分の住民税から控除されます。